



Support your IT challenge

第55期

定時株主総会招集ご通知

日 時：2025年6月20日(金)午前10時 (受付開始：午前9時)

場 所：東京都港区芝4丁目1番23号
三田NNビル 地下1階

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

※お土産等配布の予定はございません。

社是



社は「こころできまる」

経営理念

顧客価値の創造と顧客満足度の追求を図り企業価値を高める。

お客様にとって情報化投資は、厳しい経済環境の中で、永続的な発展を可能にする経営戦略上の重要な要素です。当社は、常にお客様の価値を創造するシステム提案と最適な技術をベースにサービスに徹し、お客様にとって必要欠くべからざる存在であり続けます。

時代を拓くプロフェッショナル集団として、情報技術のリーディングカンパニーとなる。

社員一人一人が、IT (Information Technology) のプロフェッショナルとして自らのコンピテンシーを確立し、創造性を発揮することによって、新しい快適な高度情報化社会を開拓するリーダーとなることを目指します。

常に革新的企業文化風土を維持、継続する。

変化の激しい時代にあって、長年の伝統に固執しては衰退します。時には現状を否定し、新しい発想で何事にも挑戦し続けるエネルギーが変革を可能にします。社員が変わり会社も変わる、常に新鮮で活力ある企業として成長していきます。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに株主の皆様により一層理解を深めていただくため第55期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は、1971年1月に創業して以来、主として国内のお客様企業と一体となって基幹業務システムを中心に受託開発の実績を重ねてまいりました。



第55期におきましては、売上高は前年度と同じ推移となりましたが、期初に発生した大規模不採算プロジェクトの収束に注力したことで利益面は減益となりました。この大規模不採算プロジェクトは2025年3月末で収束しております。

第56期は、再び成長路線が描けるよう、「中期経営計画（VISION2025）」最終年度での達成に向け、開発要員の採用強化とパートナー企業との更なる連携強化を行い、積極的なM&Aの推進、業務提携先との連携強化、DX推進ビジネスへの注力、資本政策・株主還元等に取り組み、更なる企業価値向上を目指してまいります。

当社は、長い歴史が培ったシステムインテグレータとしての豊富な経験と高い業務スキルを融合させ、最新の情報技術を駆使し、「お客様のために何ができるか」を常に考え、お客様とともに成長・発展し続けることを目指してまいりますので、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

代表取締役社長

福島嘉章

議決権行使のお願い

議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

※議決行使数が定数に達しない場合、株主総会議決の実施ができない場合がございます。

※各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

株主総会に 当日ご出席いただける方

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。



株主総会開催日時

2025年6月20日(金)
午前10時

株主総会に 当日ご出席いただけない方

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、以下のように切り取ってご返送ください。

郵送

こちらを.....
切り取って
ご返送ください。



行使期限

2025年6月19日(木)
午後6時到着

ご注意

行使期限後に到着する行使書が多数あります。郵送の場合は、お早めにご投函ください。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月19日(木) 午後6時

スマートフォン等による議決権行使方法

① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※ QRコードは (株) デンソーウェブの登録商標です。

② 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>



「議決権行使へ」をクリック!

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「C」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。同封の個人情報保護シールをご利用いただくことができます。なお、各議案について賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書 株式会社ランドコンピュータ 申中 私は、2025年6月20日開会の 貴社第3号期定時株主総会（継続会 または総会を含む）における各議案に つき、右記（賛否を○印で表示）の とおり議決権を行使します。 2025年6月 日		株主提案 第1号議案 第2号議案（付帯案） 第3号議案 第4号議案 第5号議案 第6号議案 第7号議案		お願い 1. 株主総会に当日ご出席されない場合は、 2025年6月19日午後6時までに、 以下いずれかの方法で賛否をご表示の うえ、議決権をご行使ください。 (1) 議決権行使書のご返送（必着） (2) 下記QRコードを印刷 (3) 表面記載のウェブサイトにアクセス 2. 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候 補者につき異なる意思を表示される場合は、 株主総会参考書類の当該候補者の番号をご 記入ください。
各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については、株主提案については賛否の表示があったものとして取り扱います。 株式会社ランドコンピュータ		以下(1)～(3)のいずれかに賛否をご表示ください。この場合「否」に○印で表示してください。		以下ログイン用QRコードから株主総会ポータルサイトへアクセスし、議決権をご行使される際は、画面上段の議決権行使へボタンからお進みください。 株式会社ランドコンピュータ

議決権を重複して行使された場合、招集ご通知記載のとおり取り扱います。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。

こちらを切り取ってご返送ください。

当社取締役会は第3～7号議案（株主提案）に反対しております。

当社取締役会の意見にご賛同いただける（株主提案に反対される）場合は、下図のようにご記入ください。

株主提案				
第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○

当社取締役会の意見に反対される（株主提案に賛成される）場合は、下図のようにご記入ください。

株主提案				
第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○

各議案の内容は後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりですが、当社取締役会としては、全ての株主提案（第3号議案から第7号議案まで）に反対しております。

株主各位

証券コード 3924
(発信日) 2025年6月2日
(電子提供措置開始日) 2025年5月30日
東京都港区芝浦四丁目13番23号
株式会社 ランドコンピュータ
代表取締役社長 **福島 嘉章**

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使のお願い」をご参照いただき、2025年6月19日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第55期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

■当社ウェブサイト <https://www.rand.co.jp/ir/stock/meeting>



■東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ランドコンピュータ」又は「コード」に当社証券コード「3924」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬 具

記

<p>1 日 時</p>	<p>2025年6月20日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）</p>
<p>2 場 所</p>	<p>東京都港区芝4丁目1番23号 三田NNビル 地下1階 <small>（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）</small></p>
<p>3 目的事項</p>	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第55期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第55期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>〈会社提案（第1号議案及び第2号議案）〉</p> <p>第1号議案 定款の一部変更の件（代表取締役及び役付取締役、並びに取締役会の招集権者及び議長に関する定めの一部変更）</p> <p>第2号議案 取締役7名選任の件</p> <p>〈株主提案（第3号議案から第7号議案まで）</p> <p>第3号議案 定款の一部変更の件（当会社の取締役又は監査役が関連する会社による当会社株式取得の禁止等）</p> <p>第4号議案 定款の一部変更の件（コンプライアンス委員会の設置及び業務）</p> <p>第5号議案 定款の一部変更の件（兼務禁止）</p> <p>第6号議案 定款の一部変更の件（報酬等の個別開示）</p> <p>第7号議案 取締役及び監査役に対する報酬の額改定の件</p>

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ・会計監査人の状況・業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要・会社の支配に関する基本方針・剰余金の配当等の決定に関する方針・連結計算書類の「連結注記表」・計算書類の「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。ただし、委任した株主様の署名又は記名押印のある委任状とともに、議決権行使書又は本人確認が可能な書面（印鑑登録証明書、運転免許証等のコピー）の受付へのご提出が必要となります。

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案及び第2号議案）>

第1号議案

定款の一部変更の件（代表取締役及び役付取締役、並びに取締役会の招集権者及び議長に関する定めの一部変更）

1. 変更の理由

業務執行体制の見直しに伴い、現行定款第22条（代表取締役及び役付取締役）について変更を行うものです。

また、取締役会のより機動的な運営を可能とするため、当社の事業の内容や経営課題を十分に認識、把握している代表取締役が取締役会の招集権者及び議長となることとし、現行定款第23条（取締役会の招集権者及び議長）について変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>第22条（代表取締役及び役付取締役） （条文省略）</p> <p>2. （条文省略）</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長1名、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。</u></p>	<p>第22条（代表取締役及び役付取締役） （現行どおり）</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。</p>
<p>第23条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>	<p>第23条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	ふくしま よしあき 福島 嘉章 (1969年5月5日生)	1995年4月 三井東圧化学株式会社（現三井化学株式会社）入社 2010年3月 三井化学（上海）有限公司出向 電子情報・機能材営業部部长	2,073,100株
		2014年2月 当社入社 執行役員営業本部長 2014年6月 取締役営業本部長 2016年4月 取締役第一産業公共事業本部長 2017年4月 取締役産業公共統括事業本部長 2018年4月 常務取締役 2018年6月 代表取締役社長（現任）	
【取締役候補者とした理由】 候補者は、当社代表取締役として企業価値向上に資する経営課題に対し着実に取り組んでおり、事業構造の選択と集中、DXビジネス推進に積極的に取り組んでおります。今後も強いリーダーシップを期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	やまむら けいいち 山村 敬一 (1957年11月5日生)	1980年 4月 富士通株式会社入社	5,800株
		2008年 4月 株式会社富士通長野システムエンジニアリング取締役	
2012年 4月 株式会社富士通システムズ・イースト (現富士通株式会社) 執行役員 I Tソリューション本部 E V P			
2014年 4月 株式会社富士通システムズ・イースト (現富士通株式会社) 執行役員 I Tソリューション本部長			
2016年 4月 富士通株式会社 G S I 部門 東日本 B G I Tソリューション本部長			
2017年 4月 富士通株式会社グローバルデリバリーグループ I Tシステム事業本部長			
2018年 4月 当社 入社			
2018年 6月 常務取締役管理本部長			
2019年 4月 常務取締役			
2020年 6月 取締役常務執行役員DX推進本部長 (現任)			
【取締役候補者とした理由】			
候補者は、富士通株式会社及び同社グループの経営及び業務執行に関する豊富な経験と実績を有しており、現在は当社取締役常務執行役員としてDX推進本部長を務めるなど、新規分野の立ち上げ等を推進しております。候補者がその経歴を通じて培われました豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	ひろなが いさお 弘長 勇 (1970年9月20日生)	1995年 4月 当社 入社	79,590株
		2007年10月 サービスビジネス第一事業部長	
2008年 4月 第一事業部長			
2010年 4月 産業公共第一統括事業部長			
2011年 4月 執行役員産業公共事業本部長			
2012年 4月 執行役員ビジネスイノベーション事業本部長			
2012年 6月 取締役執行役員ビジネスイノベーション事業本部長 (現任)			
【取締役候補者とした理由】			
候補者は、産業 I Tソリューション事業分野を中心に、長年にわたる業務執行経験を有しており、クラウド分野及びソリューション開発分野の本部長を務めるなど、当社における新規事業の立ち上げ等を推進しております。候補者がその経歴を通じて培われました経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	おくの ふみとし 奥野 文俊 (1971年1月5日生)	1994年 4月 株式会社グリーンハウスフーズ入社	6,262株
		2006年 5月 クラビット株式会社 (現ブロードメディア株式会社) 入社	
2009年 2月 当社 入社			
2009年 4月 管理本部 経理財務部長			
2015年 4月 執行役員管理本部経営管理統括部長			
2019年 4月 執行役員経営管理本部長			
2019年 6月 取締役執行役員経営管理本部長 (現任)			
【取締役候補者とした理由】			
候補者は、当社の経理・財務戦略を統括し、経理・財務に関する豊富な経験と実績を有しております。2015年4月からは当社執行役員として、株式上場準備や経営管理、ガバナンス強化等を推進してまいりました。また現在では経営管理本部長としてM&Aの推進、I R、内部統制の構築に取り組んでおります。今後も当社の企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任 社外	あきた いちろう 秋田 一郎 (1966年6月2日生)	2001年 7月 東京都議会議員初当選	-
		2005年 7月 東京都議会議員二期目当選	
2006年10月 公営企業委員会委員長			
2007年 4月 都市整備委員会委員長			
2013年 7月 東京都議会議員三期目当選			
2013年 8月 東京都議会自由民主党 幹事長代行			
2014年10月 警察・消防委員長			
2015年 3月 オリンピック・パラリンピック推進対策特別委員会 理事			
2015年 6月 当社社外取締役 (現任)			
2017年 7月 東京都議会議員四期目当選			
2017年 8月 東京都議会自由民主党 幹事長			
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
候補者は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、都議会議員として培われました豊富な経験に基づく高い見識を有しており、これらの見識に基づき、社外取締役として当社の経営全般への助力及び経営に対する監視・監督の役割を適切に果たしていただけのもとの期待したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は任意の指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 再任 社外	きむら ひろみ 木村 ひろみ (1959年12月4日生)	1982年4月 住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入行	300株
		1985年4月 リテイル情報システム株式会社入社	
		1986年10月 株式会社ニーズウェル入社	
		2002年10月 同社経営企画室長	
		2011年4月 同社内部監査室長	
		2013年12月 同社取締役経営管理企画室長	
		2020年12月 同社取締役執行役員・CC室担当	
		2022年3月 同社退職	
		2022年4月 ペネトレイト・オブ・リミット株式会社 監査役	
		2023年6月 当社社外取締役（現任）	

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

候補者は、長年にわたり情報サービス業界に携わり、同業界の豊富な知見を有しております。また企業経営の経験もあることから、その豊富な知見、経営経験を活かして、当社の会社運営上の意思決定や取締役の職務執行に対する監視・監督の役割を適切に果たしていただけると期待したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、任意の指名・報酬諮問委員の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 再任 社外	きど かずひろ 城戸 和弘 (1958年3月6日生)	1980年10月 等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所	-
		1996年5月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）社員就任	
		2003年5月 監査法人トーマツ代表社員 就任	
		2020年9月 有限責任監査法人トーマツ 退任	
		2020年10月 城戸公認会計士事務所開設（現任）	
		2022年6月 河西工業株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）	
		2024年6月 当社社外取締役（現任）	

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

候補者は、公認会計士として約40年にわたり企業の監査に携わり、豊富な知見を有しております。過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、多種多様な企業や法人に携わり、品質重視の適正な監査を実践されてきた経験と見識は、当社の会社運営上の意思決定や取締役の職務執行に対する監視・監督に役割を適切に果たしていただけると期待したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、任意の指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 取締役候補者のうち、秋田一郎氏、木村ひろみ氏及び城戸和弘氏は、社外取締役候補者であります。秋田一郎氏、木村ひろみ氏及び城戸和弘氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の選任が承認された場合、独立役員指定を継続する予定であります。
2. 秋田一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年となります。
3. 木村ひろみ氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 城戸和弘氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、秋田一郎氏、木村ひろみ氏及び城戸和弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、秋田一郎氏、木村ひろみ氏及び城戸和弘氏の再任が承認された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告38頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時に同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス (予定)

本招集ご通知第2号議案記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会の構成および専門性は、以下の通りとなります。

氏名	企業経営	法務・ 内部統制・ ガバナンス	ファイナンス (財務・経理・ M&A)	技術・ 研究開発	IT・DX・ テクノロジー	営業・ マーケティング	組織・人財・ マネジメント
福島嘉章	○				○	○	○
山村敬一	○			○	○		
弘長勇	○			○	○		
奥野文俊		○	○				○
秋田一郎		○					
木村ひろみ		○	○				
城戸和弘		○	○				○
廣瀬利彦	○	○			○		○
品川知久		○	○				
谷口典彦	○	○			○		○
石川康夫		○				○	○

< 株主提案（第3号議案から第7号議案まで） >

第3号議案から第7号議案までは、株主様2名（以下「本提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。なお、提案を受けた議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

第3号議案

定款の一部変更の件（当会社の取締役又は監査役が関連する会社による当会社株式取得の禁止等）

1 議案の要領

現行定款に、以下の章を新設し、以下の条項を追加的に規定する。

第 章 当会社の取締役又は監査役が関連する会社による当会社株式取得の禁止等

第 条(当会社の取締役又は監査役が関連する会社による当会社株式取得の禁止及び報告等)

当会社の取締役又は監査役(以下「当会社役員」という。)は、自らが関連する会社(当会社役員が取締役又は監査役を務める会社、又は当会社役員が株式を10%以上所有する会社を指す。以下、「役員関連会社」という。)において、当会社の株式を取得しようとする場合、又は取得した場合において、以下のとおり行動しなければならない。

- ① 役員関連会社が当会社の株式を取得するにあたり、当会社役員は、これに反対する旨の意思表示及び決議に向けた行動を取らなければならない。
- ② 役員関連会社が当会社株式を取得した場合、当会社役員は、当該事実、取引内容及び役員ら関連会社が当会社株式を取得した理由を当会社株主に報告しなければならない。

2 提案の理由

福島産業株式会社(2024年11月24日付半期報告書8頁記載の大株主、以下、「福島産業」という。)は、代表取締役福島嘉章氏(以下、「福島氏」という。)の実母かつ取締役会長田村秀雄氏の妻にあたる人物が代表取締役を務め、また現在福島氏個人が同社株式を40%所有する会社です。

福島産業は、総資産約5億円、年間売上高4000万円程度の規模の会社ながら、2018年以降、当会社株式を市場で積極的に買い集めた結果、総資産の約半分にあたる約2億2000万円相当が当会社株式となっています。また、福島産業が当会社株式の取得を行うにあたり、福島氏個人は福島産業に5000万円もの金銭を貸し付け、その取得原資を融通しています。

そして、福島産業の株式取得後に、当会社にて増益や配当金増額修正さらに株主優待制度の変更および新制度導入といった好材料(株価上昇に繋がる情報)の公表等がされており、これにつき、2024年6月の株主総会では、出席株主から、福島産業の株式取得はインサイダー取引規制に抵触するか、仮にそうでなくとも他株主に対する背信的な取引に該当するとの指摘もされました。

そこで、本提案により、今後、上記指摘にかかる取引が行われないようにすること、また仮に当該取引が行われた場合には、株主に対して当該事実、取引内容及び理由を開示することにより、当会社の株式取引に係る透明性を高めることが必須であると考えます。

3 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案（第3号議案）に反対いたします。

本提案株主は、当社代表取締役社長福島嘉章の親族の資産管理会社である福島産業株式会社（以下「福島産業」といいます。）が2018年以降、当社株式を市場取引により取得しているところ、福島産業による株式取得に関し、2024年6月の当社定時株主総会においてインサイダー取引規制に抵触するのではないかとの疑念を呈されたこと等を背景に、本議案を提案しております。

しかしながら、福島産業による株式取得に関し、インサイダー取引規制に抵触するのではないかとの疑念は、本提案株主の事実誤認によるものであり、いずれもインサイダー取引規制への抵触がなかったことが確認されており、その詳細は、2024年6月の当社定時株主総会においても、株主の皆様にご説明を差し上げております。

このとおり、本株主提案（第3号議案）は、その提案の背景となる事実と誤認があり、かように法令の規律を超えた制約を課す必要性に乏しく、不適切と判断いたします。

なお、当社といたしましても、インサイダー取引規制を含む各種法令を、当社自身はもとより当社の取締役及び監査役が遵守することの重要性を十分に認識しており、今後ともコンプライアンスを重視した経営に努めてまいります。

定款の一部変更の件（コンプライアンス委員会の設置及び業務）

1 議案の要領

現行定款に、以下の章及び条文を新設する。

第 章 コンプライアンス委員会の設置及び業務

第 条(コンプライアンス委員会の設置及び業務)

当会社は、コンプライアンス委員会を設置する。

2. コンプライアンス委員会においては、法令遵守及び社会規範に則った経営を実践し、ステークホルダーの信頼を得ることを目的として、必要となる事項に関する調査権限を有し、また調査義務を負うものとする。

3. コンプライアンス委員会は、前項の目的を果たすため、当会社の取締役又は監査役(以下「当会社役員」という。)が、当会社以外の会社で取締役又は監査役を兼務する場合、当該兼務先会社におけるコンプライアンスに反する行動の有無及び内容について調査を行うことができるものとし、また調査を行わなければならない。

4. 当会社役員は、前項に定める調査に対して全面的に協力をしなければならない。

2 提案の理由

当会社には既にコンプライアンス委員会が設置されていますが、これを定款で設置する機関として定め、ステークホルダーに対して当会社がコンプライアンスを強く意識した経営を実施することを強く示す必要があると考えます。

当該趣旨から、コンプライアンス委員会は、当会社役員が、同人が取締役又は監査役を兼務する兼務先会社において行った、コンプライアンス違反に該当する行為についても調査対象とするべきです。

2023年6月及び2024年6月の株主総会では、株主より、代表取締役社長の福島氏や取締役会長田村秀雄氏が、同人らが取締役を兼務する別会社において、パワハラ等のコンプライアンス違反を生じさせたのではないかとの質問がされたところ、当会社は、他社で発生した事態であることを理由に回答を拒否しました。

しかし、当会社がコンプライアンスを重視した経営を実施するためには、当会社役員が兼務先で行った問題言動を看過することはできません。兼務先会社にてコンプライアンス違反を生じさせる人物は、当会社役員としての資質を欠くことは言うまでもなく、よって、コンプライアンス委員会においても当該事実の有無及び内容の調査を実施することが必須であると思料します。

3 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案（第4号議案）に反対いたします。

本提案株主は、当社代表取締役社長福島嘉章及び取締役会長田村秀雄が、取締役を兼務する別会社においてパワハラ等のコンプライアンス違反を生じさせたのではないかとの疑念を背景に、本議案を提案しております。

しかしながら、これらの疑念は、本提案株主の事実誤認によるものであり、当社代表取締役社長福島嘉章及び取締役会長田村秀雄によるコンプライアンス違反がなかったことが確認されております。なお、本提案株主から、2023年6月27日開催の当社第53期定時株主総会に関し、説明義務違反を理由とする決議取消訴訟が提起されておりましたが、東京地方裁判所及び東京高等裁判所において、何れも説明義務違反がなかった旨の判決が言い渡されており、本提案株主の請求を棄却する旨の判決が確定しておりますことを付言いたします。

また、当社は、既に、コンプライアンスに関する意識の向上を図り、コンプライアンスを円滑かつ効率的に実施するための施策・計画の策定等を協議・推進する機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、必要に応じ、開催しております。

このとおり、本株主提案（第4号議案）は、その提案の背景となる事実誤認があり、また、当社は、既に、「コンプライアンス委員会」を設置し、適切に運用しておりますので、本株主提案（第4号議案）は必要性に乏しく、不適切と判断いたします。

定款の一部変更の件（兼務禁止）

1 議案の要領

現行定款に、以下の章及び条文を新設する。

第 章 兼務禁止

第 条(兼務禁止)

当社の取締役(ただし、社外取締役を除く。)は、他の会社の取締役(ただし、社外取締役を除く。)及び他社の従業員を兼務してはならないものとする。

2 提案の理由

当社の取締役(社外取締役を除く。)は、当社の事業に専念した上で、その利益を図る必要があることは言うまでもありません。

しかし、代表取締役社長の福島氏は、当社の他に三社の取締役(有限会社タムラホールディングス、三豊企業株式会社及び有限会社三豊。)の取締役を兼務し、また田村秀雄会長は(有限会社タムラホールディングス、三豊企業株式会社及び有限会社三豊)の取締役を兼務している状況にあり(また、これら全てにつき社外取締役には該当しません。)、さらに福島氏においては福島産業から(役員報酬ではなく)従業員としての給与手当名目の支払いを受領する状況にあります。

会社の代表取締役社長及び取締役会長が上記のような多くの兼務を行う状況は、到底、当社の業務に専念しているものと評価できません。

今般、利益減少及び株価下落が牛じている状況を鑑みると、このような常勤取締役の兼務は禁止するのが相当と思料します。

3 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案（第5号議案）に反対いたします。

本提案株主は、当社代表取締役社長福島嘉章及び取締役会長田村秀雄が他社の取締役を兼務しているところ、当該兼務の状況は、当社の業務に専念しているものと評価できないとして、本議案を提案しております。

しかしながら、当社代表取締役社長福島嘉章及び取締役会長田村秀雄の兼務先は、いずれも親族の資産管理会社であり、兼務先における職務に過大な時間や労力を割いている状況にはありません。当該兼務は、当社の取締役としての職務の執行に支障のない範囲で行われております。

このような実態に鑑みれば、かように法令の規律を超えた制約を課す必要性に乏しく、不適切と判断いたします。

なお、当社といたしましても、取締役及び監査役が、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間と労力を、当社の取締役及び監査役としての職務に振り向けるべきであるとの認識であり、取締役及び監査役による他社の役職員の兼務の状況の適切な把握に努めてまいります。

第6号議案

定款の一部変更の件（報酬等の個別開示）

1 議案の要領

現行定款に、以下の章及び条文を新設する。

第 章 報酬等の個別開示

第 条(報酬等の個別開示)

当社は、当社の個々の取締役及び監査役が受領する報酬、賞与其他職務遂行の対価として支給する財産上の利益の額及び内容について、当該支給の具体的内容が決定し次第、公表する。

2 提案の理由

従前の株主総会では、取締役及び監査役の各報酬総額の上限を決定するのみで、取締役の個人別の報酬額は、取締役の決議に基づき、田村秀雄代表取締役会長(現取締役会長)が委任を受けて決定するものとされました。

しかし、当該取扱いでは、田村秀雄会長が適切な取締役報酬の配分決定を行っているか否か不透明です。また、当該決定にあたり、任意の指名・報酬諮問委員会の答申を得るとされていますが、同委員会の活動内容も不明確です。

そもそも、各取締役が受領する個別具体的な報酬額は、「取締役内部におけるお互いの業務評価の結果」を意味します。つまり、各取締役内部で高い評価を得る者は、比較的多額の報酬配分を受けるでしょうし、その反対も然りです。

当社の取締役の任期は1年であり、毎年取締役の選任議案が上程されていますが、「田村秀雄会長が適切な報酬決定配分を行ったか否か」という点は、同会長の取締役としての適格性を判断するための材料として必須ですし、また、仮に適切な報酬配分がされている場合には、「前の任期において、どの程度の評価を受けた(どの程度多額の報酬支給を受けた)人物であるか」という点もその他取締役の重任議案に係る判断材料として必須と思料します。よって本提案を行うものです。

3 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案（第6号議案）に反対いたします。

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するような報酬制度とし、客観性及び透明性を確保の上、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬等は、固定報酬として基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役については、その職責に鑑み基本報酬のみとなります。報酬等の額の決定については、社外取締

役を議長とし、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬諮問委員会にて審議の上、決定するものとしております。

また、当社の監査役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬のみにより構成しており、その額については、監査役の協議により決定しております。

当社は、法令等の定めに従って、役員区分ごとに報酬等の総額、報酬等の種類別の総額、及び対象となる役員の数等のほか、役員報酬等の内容の決定に関する方針等を、毎期の事業報告、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書において適切に開示しており、また、取締役の報酬等の額の決定については、上述のとおり、任意の指名・報酬諮問委員会にて審議の上、決定することとされていること等に鑑みれば、本株主提案（第6号議案）のように法令の規律を超えた制約を課す必要性に乏しいものと判断いたします。

取締役及び監査役に対する報酬の額改定の件

1 議案の要領

取締役及び監査役の報酬改定の件

当社の取締役の報酬総額の上限を年間200百万円(うち社外取締役分10百万円)、監査役の報酬額は年間20百万円とする。

2 提案の理由

2023年6月の株主総会までは、取締役の報酬総額の上限を年間200百万円(うち社外取締役分10百万円)、監査役の報酬額は年間20百万円とされていたところ、2024年6月の株主総会では、これらを全て倍額にする(取締役の報酬総額の上限を年間400百万円(うち社外取締役分20百万円)、監査役の報酬額は年間40百万円)決議がされました。

当該増額の理由として、取締役及び監査役の役割・責任が増大したことが挙げられましたが、2025年3月期は営業利益・経常利益ともに大きく減少しており、また株価も昨年の株主総会開催時より著しく下落しております。

かかる状況において、2024年6月株主総会にて倍額された内容が維持されることは明らかに不相当です。

かかる状況では、少なくとも、2023年6月株主総会時点と同様の報酬額にて抑え、経営責任を果たすことが必須と思料します。

3 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案（第7号議案）に反対いたします。

当社は、2024年6月25日開催の第54期定時株主総会において、昨今の世界情勢や大きく変化する経済情勢を背景に事業経営がより複雑になる中、取締役及び監査役の役割・責務が増大していること等を理由として、取締役の報酬額を年額400百万円以内（うち社外取締役分20百万円）、監査役の報酬額を年額40百万円以内に改定することとする旨の議案を上程し、多数の株主の皆様のご賛成により承認可決されました。

世界情勢や経済情勢の変化の勢いが一段と加速する中、今後、当社の中長期的な企業価値向上に資する人材を継続的に確保していくことの重要性にも鑑み、現行の報酬枠を維持することが適切と判断いたします。

なお、上記報酬枠はいずれも上限額であり、個々の報酬額は、事業報告38頁に記載の方針等にも鑑み、適切に決定しております。

取締役、監査役一同、今後とも中長期的な企業価値向上に努めてまいり所存でありますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復等、景気は緩やかな回復基調となりました。一方で、円安に起因する物価上昇、長期化する原材料・エネルギー価格の高騰、ウクライナ・中東等の地政学的リスクの高まり、金融資本市場の変動、中国経済の先行き懸念、及び米国の経済政策による影響など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス業界においては、引き続き人材不足に伴う業務効率化や生産性向上を目的としたシステム・ソフトウェアの刷新やクラウド化など、デジタル技術を活用したビジネスプロセスやビジネスモデルの変革を行うDX（デジタルトランスフォーメーション）を中心に企業の投資意欲は高い状態であります。さらに生成AI等の新たな技術の活用による業務効率化を推進する動きがみられております。また、「標的型攻撃」に代表されるサイバー攻撃による被害が増加し、情報セキュリティ対策の重要性も一層高まっており、今後も市場規模の拡大が見込まれております。

このような環境のもと当社グループでは、2024年3月期を期初とした「新中期経営計（VISION2025）」の達成に向けて、引き続き積極的なM&Aの推進、業務提携先との連携強化、DXビジネス推進、人材育成への投資と得意分野の強化、既存SI分野の更なる売上拡大、資本政策・株主還元に取り組み、更なる企業価値の向上を目指しております。特に事業構造の選択と集中による高付加価値ビジネスへのシフトを積極的に推進しております。M&Aを活用し当社の成長戦略の柱であるパッケージベースSI・サービスの更なる拡大に向け、グループ連携の強化を図り、さらに既存顧客とのパートナーシップの強化による領域の拡大及び顧客満足度の向上に努め、DX推進本部を中心とする、生成AI、ローコード開発やアジャイル開発等の新デジタル分野に対応した人材育成の強化、クラウドシフトへの取り組みに注力してまいりました。

サービスライン別では、システムインテグレーション・サービスは、金融分野につきましては、銀行向けシステム開発案件が第3四半期以降堅調に推移いたしました。また、公共分野につきましては、行政機関向け大

型プロジェクト案件において大幅に売上が増加、産業・流通分野につつまして、通信回線事業者向け受託開発案件が堅調に推移いたしました。しかしながら、金融分野のクレジットカード開発案件については、大型プロジェクトの開発案件縮小にともない売上高が減少、医療分野については、前年度伸長した医事会計システム案件の受注の減少等により売上高が減少、産業・流通分野については、不採算案件プロジェクトに注力したため、他の受託開発案件が減少したことにより売上高が減少いたしました。この結果、システムインテグレーション・サービス全体の売上高は、7,368,883千円（前年比2.7%減）となりました。

当社における成長戦略の柱であるパッケージベースS I・サービスについては、引き続き子会社インフリーでの中心ビジネスであるS A P 関連の導入支援及びアドオン開発について、大規模プロジェクトの受注による当事業部門と共同体制にて対応したことにより、売上高が大幅に増加しております。また当社におけるDXビジネスの中心であるクラウド分野のSalesforceビジネス関連において、新規受注が堅調に推移したことにより、売上高が増加しております。この結果、パッケージベースS I・サービス全体の売上高は5,010,986千円（前年比7.2%増）と増加いたしました。

インフラソリューション・サービスについては、サーバ・クライアントサービスにおいて、基盤構築案件の減少、及び新規案件のスケジュール開始遅延、検収時期の延伸等により売上が大幅に減少いたしました。一方、ネットワークサービスにつつましては、社会基盤系及び官公庁系のシステム更改に伴うネットワーク構築案件の受注が伸長したことにより売上高が増加しております。またクラウドサービスについて下期の受注が増加したことにより、前年度を上回る結果となりました。この結果、インフラソリューション・サービス全体の売上高は1,350,859千円（前年比9.3%減）となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は137億30百万円（前年比0.0%減）となりました。一方利益面につつましては、処遇改定に伴う人件費の増加や新デジタル分野への人材育成費用等の人的資本投資を積極的に行ってきましたが、前年度末から第1四半期にかけて発生した大規模不採算プロジェクトの収束を目指し、大幅な人員補強を行い対応した結果、多額の人件費及び外注費が発生し、大きな赤字を計上する結果となりました。この大規模不採算案件は2025年3月末で終了しており、2026年3月期における本件の損失発生はございません。この結果、営業利益は14億33百万円（前年比17.1%減）、経常利益14億63百万円（前年比16.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益10億23百万円（前年比17.1%減）となりました。

また、個別決算の業績につつましては、売上高122億23百万円（対前期比1.3%減）、営業利益13億35百

万円（対前期比15.4%減）、経常利益13億64百万円（対前期比14.2%減）、当期純利益9億84百万円（対前期比15.5%減）となり、減収減益となりました。

サービスライン別売上高

事業区分	第54期 (2024年3月期)		第55期 (2025年3月期) (当連結会計年度)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
システムインテグレーション・サービス	7,570,535	55.1	7,368,883	53.7
パッケージベースS I・サービス	4,673,597	34.0	5,010,986	36.5
インフラソリューション・サービス	1,488,611	10.9	1,350,859	9.8
合 計	13,732,744	100.0	13,730,729	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額は総額で120,670千円となりました。内容としては、社内業務及び開発業務で使用するパソコン・サーバの購入33,368千円、ソフトウェアの取得87,302千円であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき重要な資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		2021年度 第52期	2022年度 第53期	2023年度 第54期	2024年度 (当連結会計年度) 第55期
売上高	(千円)	9,596,440	11,578,940	13,732,744	13,730,729
経常利益	(千円)	879,643	1,238,200	1,743,967	1,463,371
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	627,206	772,096	1,233,862	1,023,309
1株当たり当期純利益	(円)	34.93	43.00	68.73	57.00
総資産	(千円)	6,500,080	7,502,777	8,712,866	8,348,284
純資産	(千円)	4,366,651	4,865,729	5,773,857	5,994,685
1株当たり純資産額	(円)	243.23	270.17	320.55	332.75

(注1) 当社は2023年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		2021年度 第52期	2022年度 第53期	2023年度 第54期	2024年度 (当事業年度) 第55期
売上高	(千円)	9,213,409	10,518,639	12,381,493	12,223,128
営業利益	(千円)	866,576	1,253,902	1,578,924	1,335,911
経常利益	(千円)	876,412	1,269,531	1,590,900	1,364,314
当期純利益	(千円)	641,943	844,487	1,165,821	984,764
1株当たり当期純利益	(円)	35.75	47.04	64.94	54.85
総資産	(千円)	6,445,788	7,208,305	8,233,687	7,907,218
純資産	(千円)	4,388,751	4,943,401	5,781,251	5,955,290
1株当たり純資産額	(円)	244.46	275.33	322.04	331.73

(注1) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(注2) 「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(注3) 当社は、2023年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社インフリー	15百万円	100.0%	SAP導入コンサルティング・Add-ON開発、WEBシステム開発
株式会社テクニゲート	260百万円	95.7%	会計パッケージシステム開発・販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「新中期経営計画（VISION2025）」を2023年9月29日に発表し推進しております。

〔重点戦略項目〕

- ・積極的なM&Aの推進
- ・業務提携先との更なる連携強化
- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）ビジネスの推進
- ・人材育成への投資と得意分野の更なる強化
- ・既存S I分野の更なる売上拡大

この重点戦略項目に注力し、新中期経営計画（VISION2025）の達成に向け対処すべき課題に取り組んでおります。

① 新たな成長分野への展開

技術革新が著しい情報サービス業界において、常に顧客に満足していただけるサービスを提供していくために、既存技術の強化と並行して、新技術にも積極的にチャレンジしていくことが求められます。

情報サービス業界におきましては、クラウド化やDX（デジタルトランスフォーメーション）が進展しており、従来開発型ビジネスからサービス提供型ビジネスへの転換を迫られております。当社グループでは、DX推進本部を中心に新技術・高度技術への対応力強化のため、ローコード開発やアジャイル開発、生成AI等の新デジタル技

術人材の技術習得の推進を行い、新たに求められるスキルを身に着けるリスクリングを強化しております。またクラウド化の進展については、DX推進本部を中心に技術者の資格取得によりクラウド技術習得の推進を行っております。これらに積極的に取り組むことで、新分野での受注拡大を図ってまいります。

② 優秀な人材の確保

当社グループの属する情報サービス業界は技術が急速に進歩しているため、常に最新技術への対応が求められます。この要求に応えられる優秀な人材こそが最も大切な財産であると考えております。

当社グループでは、優秀な人材を確保するために採用選考基準を明確化して、新卒採用、キャリア採用を問わず積極的な採用活動を行っております。

今後も優秀でポテンシャルの高い人材の確保に積極的に取り組んでまいります。

③ 人材育成の強化

当社グループの継続的事業展開と発展のためには、変化が著しい情報サービス業界に対応できる市場価値の高い人材を継続的に育成していく必要があり、高度な専門技術を持った人材の育成が最重要課題と認識しております。

人材育成の強化については、人財開発センターを中心に、新入社員、第2新卒に対しては入社後3か月間かけて基礎技術研修、資格取得を行っております。技術者に対しては、テクニカルスキルとマネジメントスキルの両面から体系的な教育システムを構築してバランスに配慮したスキル強化を図り、IT系資格のみならず顧客の理解を深めるため業務系資格の取得も推進しております。

④ プロジェクトマネジメント力の強化

顧客との取引を拡大し適正な利益を確保するためには、プロジェクトマネジャー（※）一人ひとりのマネジメント能力を更に強化するとともに、プロジェクトマネジメントができる技術者を拡充していくことが重要な課題であります。

特に、プロジェクトマネジャー指向の技術者に対しては、プロジェクトマネジメントに関する国際資格であるプロジェクトマネジメント・プロフェッショナル（PMP）資格（認定機関：米国 Project Management Institute, Inc.）を取得させることとして、プロジェクトマネジメント力の強化に努めております。

（※）プロジェクトマネジャーは、プロジェクトの計画、遂行に責任を負うプロジェクトの管理者のことを言いません。

⑤ 品質の向上と安定的な収益確保

ICT（※）が普及し、ITの戦略的価値が増大する中、顧客のシステム開発に対する要求水準は年々高まっており、当社グループの差別化戦略はより一層重要なものとなってきております。顧客と安定した取引を継続し更に発展させていくためには、顧客に満足していただけるシステムの品質が重要であると認識しております。

当社グループでは、技術者の技術力向上、プロジェクトマネジメント力の強化はもとより、全社横断的に品質を確保し、向上させるためのPMOを中心としたプロジェクト支援体制の強化に取り組むことで、更なる品質の向上に努めてまいります。

また、安定的な収益を確保することが課題となっております。安定的な収益を確保するためには、不採算プロジェクトを発生させないことが特に重要であり、プロジェクトマネジメント力と品質の向上が不可欠であります。プロジェクト品質管理室による組織的なリスク管理の強化、開発標準プロセスの継続的な整備、プロジェクト管理支援、社員教育の強化を行い、安定的な収益確保に取り組んでまいります。

（※）ICT（Information and Communication Technology）とは「情報通信技術」の略であり、IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持ちますが、従来のITの意味するコンピュータ技術に加え、それを使ったコミュニケーションを強調した表現であります。

⑥ グループシナジーの追求

2022年3月期に株式取得による企業結合を行い連結会社となり、さらに2022年4月1日付で新たに1社をグループに加えました。グループ各社がもつ技術・ノウハウを活用した共同開発、営業力強化の推進を行い、より付加価値の高い次世代サービスの提供等、グループ全体としてのシナジー効果の追求を行うことで競争力の強化を図ってまいります。

⑦ サステナビリティへの取り組み

国連が提唱する「持続可能な2030年までの開発目標（SDGs）」に対し、当社グループは優秀な技術者集団による高品質で安心・安全な社会インフラを支えるシステムソリューションの提供を通じてSDGsの目標達成に貢献し、社員一人ひとりが健康で生き生きと働くことができる職場づくりを目指します。

(5) 主要な事業内容 （2025年3月31日現在）

当社グループは、企業経営とICTが融合し、その重要性和技術革新のスピードが増し続ける情報サービス産業において、「システムインテグレーション・サービス」、「パッケージベースS I ・サービス」及び「インフラソリューション・サービス」の3つのサービスを通じて、顧客の経営に直結するシステム課題を解決する「システムソリューションサービス」を行うシステムインテグレータ（※1）であります。

当社グループの事業はシステムソリューションサービス及びこれらの付随業務の単一セグメントであります。事業領域をサービスライン別に区分した概要及び当社グループの特長は、下記のとおりであります。

区分	事業内容
システムインテグレーション・サービス	<p>システムインテグレーション・サービスは当社事業の中核となるサービスであり、金融業（銀行・保険・証券・クレジットカード）、産業・流通業、公共分野、医療分野等の幅広い分野において、顧客であるエンドユーザや国内メーカー、大手システムインテグレータからの受託開発を中心に行っております。当社は企画立案、システム構築、システム運用の工程を全て手掛けており、トータルでサービスを顧客へ提供できることが特長です。</p> <p>まず企画立案においては、経営及び情報技術の視点から顧客の基幹業務システムに関するコンサルティング、顧客の業務の効率化や顧客の提供するサービスの向上につながる課題解決の提案、そしてシステム構築に向けて実装すべき機能や満たすべき性能などを明確にするための要件定義を行います。その後、システム構築においては、システム機能の確定やユーザインターフェースを決定する基本設計、システム機能の各内部処理を詳細化する詳細設計を行い、プログラム等の製造に取り掛かります。製造後は各プログラムの連携を確認する結合テスト、システム全体機能や性能を確認するシステムテストを行います。最後にシステム運用テスト（受入テスト）において、製造された製品が顧客要求を満たしているかを確認し納品に至ります。その後も製品が正常に稼働するために継続的に保守、システム運用を行っております。</p>
パッケージベースSI・サービス	<p>当社グループは、成長分野の柱としてシステム・パッケージベンダ（※2）とアライアンスを組み、場合によってはパッケージの提供を受け、顧客へソフトウェアパッケージ製品（Salesforce、SAP、SuperStream、COMPANY、奉行シリーズ等）の導入支援、カスタマイズ、アドオン開発、保守、運用までを行い、トータルサービスを提供していくパッケージベースSI・サービスを展開しております。</p> <p>特に2010年4月よりスタートした、株式会社セールスフォース・ジャパンが提供するクラウドコンピューティング（※3）の営業支援・顧客管理システムの導入支援、カスタマイズ、アドオン開発を行うサービスを中心に拡大しております。</p>
インフラソリューション・サービス	<p>インフラソリューション・サービスは、顧客のITシステム基盤となるサーバ等ハードウェアの導入やネットワークの構築、クラウド、データベース、アプリケーション基盤等のシステムインフラを構築するとともに、その後の運用や保守までの一連のサービスを提供し、また、システム基盤の有効活用の観点から仮想化（※4）技術にも対応したサービスを提供しております。</p> <p>一般企業、大学等の教育機関、病院、官公庁等さまざまな顧客のそれぞれのITシステムインフラ環境を調査、分析した上で顧客のニーズに適したインフラソリューション・サービスを提供しております。</p> <p>当社グループではネットワーク構築等のインフラソリューション・サービスに加えて、システムインテグレーション・サービスを組み合わせたトータルサービスをエンドユーザや国内メーカー、大手システムインテグレータのニーズに応じて提供するワン・ストップ・ソリューションも展開しております。</p>

- (※1) システムインテグレータとは、企業情報システム構築において、顧客企業の業務内容を分析し、情報システムの企画・立案、基本設計、プログラムの製造、ハードウェア・ソフトウェアの選定・導入、完成したシステムの保守・運用までの一連の業務を請け負う事業者のことを言います。
- (※2) システム・パッケージベンダとは、特定の業種や業務で汎用的に使用可能なソフトウェアパッケージ製品を開発、販売する事業者のことを言います。
- (※3) クラウドコンピューティングとは、従来のように独自のサーバやパソコン内に保存するデータやアプリケーションソフトウェアを使用するのではなく、インターネットを介して「サービス」として利用するものです。
- (※4) 仮想化とは、プロセッサやメモリ、ディスク、通信回線など、コンピュータシステムを構成する資源及びそれらの組み合わせを、物理的構成に拠らず柔軟に分割したり統合したりすることであり、1台のサーバコンピュータをあたかも複数台のコンピュータであるかのように論理的に分割し、それぞれに別のOSやアプリケーションソフトを動作させる「サーバ仮想化」や、複数のディスクをあたかも1台のディスクであるかのように扱い、大容量のデータを一括して保存したり耐障害性を高めたりする「ストレージ仮想化」などの技術があります。

(6) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都港区
関西事業所	大阪市西区

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
563名	3名増

(注) 使用人数は、正社員、契約社員（短期を除く）の合計であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
514名	4名増	40.7歳	10.8年

(注) 使用人数は、正社員、契約社員（短期を除く）の合計であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	36,000,000株
(2) 発行済株式の総数	17,967,900株
(3) 株主数	10,660名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
福島 嘉章	2,073,100株	11.55%
田村 聡明	1,679,600株	9.36%
有限会社三豊	1,665,520株	9.28%
高際 伊都子	1,319,600株	7.35%
田村 嘉浩	882,600株	4.92%
高梨 和也	869,600株	4.84%
田村 誠章	810,000株	4.51%
福島産業株式会社	532,500株	2.97%
田村 秀雄	529,570株	2.95%
ランドコンピュータ従業員持株会	359,490株	2.00%

(注) 持株比率は自己株式 (15,734株) を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	田村 秀雄	
代表取締役社長	福島 嘉章	
取締役	山村 敬一	常務執行役員DX推進本部長
取締役	弘長 勇	執行役員ビジネスイノベーション事業本部長
取締役	奥野 文俊	執行役員経営管理本部長
取締役	秋田 一郎	
取締役	木村 ひろみ	
取締役	城戸 和弘	城戸公認会計士事務所 河西工業株式会社 社外取締役 (監査等委員)
常勤監査役	廣瀬 利彦	
監査役	品川 知久	品川知久法律事務所 ユニゾン・キャピタル株式会社 コンプライアンスオフィサー
監査役	谷口 典彦	ウィナーソフト株式会社 取締役
監査役	石川 康夫	

(注1) 取締役 秋田一郎氏、木村ひろみ氏及び城戸和弘氏は、社外取締役であります。

(注2) 監査役 廣瀬利彦氏、品川知久氏及び谷口典彦氏は、社外監査役であります。

(注3) 監査役 品川知久氏は前職森・濱田松本法律事務所シニア・カウンセラー弁護士として企業法務分野での見識・知見を有しているものであります。

(注4) 監査役 谷口典彦氏は、前職富士通株式会社にて企業経営に精通しているものであります。

(注5) 当社は取締役秋田一郎氏、木村ひろみ氏及び城戸和弘氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(注6) 2011年4月1日より執行役員体制を整備し組織的な経営力を高めており、取締役は経営と監督に注力できる体制となっております。

(2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当
執行役員	荒木 克純	関西事業本部長
執行役員	半澤 輝樹	ソリューション営業本部長
執行役員	蟻川 典佳	産業公共事業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 秋田 一郎氏、木村 ひろみ氏及び城戸 和弘氏、並びに監査役 廣瀬 利彦氏、品川 知久氏、谷口 典彦氏及び石川 康夫氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役、監査役、執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為の場合等については、填補の対象外となります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

■基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するような報酬制度とし、客観性及び透明性を確保の上、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬等は、固定報酬として基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみとなります。報酬等の額の決定については、社外取締役を議長とし、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬諮問委員会にて審議の上、決定するものとしております。

■基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責及び在任年数に応じて、当社の業績や経済情勢、当社と同規模企業における役員報酬水準等を考慮しながら、総合的に勘案して、その額を決定するものとしております。

■業績連動報酬等並びに非金銭報酬（株式報酬）等の内容及び額または算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

社外取締役を除く取締役の業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映したものとし、各事業年度の売上、営業利益、営業利益率、1人月売上、1人月売上総利益の目標及び標準値に対する達成度合に応じて算出された額を賞与として決定し、株主総会終了後6月末までに支給するものとしております。また非金銭報酬（株式報酬）等は、長期安定的な株式保有の促進と株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、対象取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的としております。この業績連動報酬等及び非金銭報酬等の合計は、該当する事業年度の営業利益の5%を上限に決定するものとします。

■金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬割合は、下記のとおりとなります。

区 分	基本報酬	業績連動報酬等及び非金銭報酬等
取締役 (社外取締役を除く)	概ね60%~80%	概ね20%~40%
社外取締役	100%	—

なお、当社の業績連動報酬及び非金銭報酬は、該当する事業年度の営業利益の5%を上限に決定するものとしており、上記の構成割合は、各事業年度の業績により変動するため、過去の実績より概算を記載しております。

■取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の額については、取締役会の決議に基づき取締役会長田村秀雄がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与としての業績連動報酬の評価配分の額の決定としております。委任した理由は、当社業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには取締役会長が適していると判断したためであります。なお、その権限が取締役会長によって適切に行使されるよう、取締役会長は、事前に社外取締役を議長とし、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬諮問委員会に原案を諮問して答申を得るものとし、その答申内容に従って決定いたします。

なお、非金銭報酬については、取締役会が任意の指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた上で、割当株式数等を決議いたします。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	187,420千円 (7,620千円)	117,420千円 (7,620千円)	70,000千円 (-)	- (-)	8人 (3人)
監査役 (うち社外監査役)	14,940千円 (12,360千円)	14,940千円 (12,360千円)	- (-)	- (-)	4人 (3人)
合 計 (うち社外役員)	202,360千円 (19,980千円)	132,360千円 (19,980千円)	70,000千円 (-)	- (-)	12人 (6人)

(注1) 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 2008年6月27日開催の第38期定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止を決議いただき、またこれに併せて、取締役報酬とは別枠で役員賞与を各事業年度の営業利益の5%を限度として支給することを決議いただいております。これにより当事業年度の業績に対する役員賞与として70,000千円の支給を上記に含めております。

(注3) 取締役の報酬額（使用人分を除く）は2024年6月25日開催の第54期定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役年額200百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は3名）です。また、2019年6月25日開催の第49期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、取締役報酬とは別枠の役員賞与の報酬枠内で、譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額30百万円以内とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。

(注4) 監査役の報酬限度額は、2024年6月25日開催の第54期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

取締役 城戸 和弘氏は、城戸公認会計士事務所公認会計士及び河西工業株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役 品川 知久氏は、品川知久法律事務所弁護士及びユニゾン・キャピタル株式会社コンプライアンスオフィサーであります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役 谷口 典彦氏は、ウィナーソフト株式会社取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 秋田 一郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会において、都議会議員として培われました豊富な経験に基づく高い見識から発言を行っております。また、任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 木村 ひろみ	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会において、業務内容の豊富な知識や経験に基づき会社運営上の意思決定や業務執行判断について発言を行っております。また、任意の指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 城戸 和弘	2024年6月25日就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。取締役会において、公認会計士としての専門的見地による豊富な知識や経験に基づき会社運営上の意思決定や経理システムや内部監査について発言を行っております。
監査役 廣瀬 利彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づく発言を行っております。
監査役 品川 知久	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役 谷口 典彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づく発言を行っております。

(注) 本報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	7,225,025
現金及び預金	3,655,710
売掛金及び契約資産	3,028,485
有価証券	300,000
仕掛品	55,254
前払費用	160,942
その他	24,633
固定資産	1,123,258
有形固定資産	91,487
建物	50,648
工具器具備品	40,838
無形固定資産	563,785
のれん	201,538
顧客関連資産	237,300
ソフトウェア	107,953
ソフトウェア仮勘定	12,938
商標権	4,054
投資その他の資産	467,986
投資有価証券	136,850
繰延税金資産	225,266
差入保証金	72,869
ゴルフ会員権	38,000
貸倒引当金	△5,000
資産合計	8,348,284

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	1,758,309
買掛金	596,407
未払金	103,234
未払法人税等	249,383
未払消費税等	62,411
未払費用	98,251
契約負債	223,478
預り金	63,888
賞与引当金	288,254
役員賞与引当金	73,000
固定負債	595,288
退職給付に係る負債	426,705
長期未払金	100,000
繰延税金負債	68,583
負債合計	2,353,598
(純資産の部)	
株主資本	5,899,091
資本金	460,063
資本剰余金	316,333
利益剰余金	5,129,779
自己株式	△7,085
その他の包括利益累計額	74,403
その他有価証券評価差額金	75,657
退職給付に係る調整累計額	△1,253
非支配株主持分	21,190
純資産合計	5,994,685
負債純資産合計	8,348,284

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,730,729
売上原価		10,889,765
売上総利益		2,840,964
販売費及び一般管理費		1,407,157
営業利益		1,433,806
営業外収益		
受取利息	2,665	
受取配当金	1,748	
助成金収入	19,676	
業務受託料	5,760	
その他	1,427	31,277
営業外費用		
支払利息	1,193	
その他	519	1,712
経常利益		1,463,371
特別利益		
投資有価証券売却益	86,520	86,520
税金等調整前当期純利益		1,549,891
法人税、住民税及び事業税	462,132	
法人税等調整額	62,592	524,724
当期純利益		1,025,166
非支配株主に帰属する当期純利益		1,857
親会社株主に帰属する当期純利益		1,023,309

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	460,063	316,333	4,878,413	△7,085	5,647,724
当期変動額					
剰余金の配当			△771,943		△771,943
親会社株主に帰属する当期純利益			1,023,309		1,023,309
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	251,366	－	251,366
当期末残高	460,063	316,333	5,129,779	△7,085	5,899,091

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	114,439	△7,640	106,799	19,333	5,773,857
当期変動額					
剰余金の配当					△771,943
親会社株主に帰属する当期純利益					1,023,309
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△38,782	6,386	△32,395	1,857	△30,538
当期変動額合計	△38,782	6,386	△32,395	1,857	220,828
当期末残高	75,657	△1,253	74,403	21,190	5,994,685

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	6,241,492
現金及び預金	2,921,657
売掛金及び契約資産	2,835,723
有価証券	300,000
仕掛品	55,254
前払費用	128,165
その他	691
固定資産	1,665,726
有形固定資産	77,352
建物	43,771
工具器具備品	33,580
無形固定資産	24,287
ソフトウェア	23,300
商標権	987
投資その他の資産	1,564,086
投資有価証券	136,850
関係会社株式	1,113,930
繰延税金資産	207,511
差入保証金	72,794
ゴルフ会員権	38,000
貸倒引当金	△5,000
資産合計	7,907,218

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	1,440,380
買掛金	530,725
未払金	79,044
未払法人税等	212,794
未払消費税等	43,996
未払費用	86,885
契約負債	109,986
預り金	54,191
賞与引当金	252,754
役員賞与引当金	70,000
固定負債	511,547
退職給付引当金	411,547
長期未払金	100,000
負債合計	1,951,927
(純資産の部)	
株主資本	5,879,633
資本金	460,063
資本剰余金	316,333
資本準備金	288,952
その他資本剰余金	27,381
利益剰余金	5,110,321
利益準備金	70,000
その他利益剰余金	5,040,321
繰越利益剰余金	5,040,321
自己株式	△7,085
評価・換算差額等	75,657
その他有価証券評価差額金	75,657
純資産合計	5,955,290
負債・純資産合計	7,907,218

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		12,223,128
売上原価		9,737,131
売上総利益		2,485,997
販売費及び一般管理費		1,150,085
営業利益		1,335,911
営業外収益		
受取利息	2,283	
受取配当金	1,748	
助成金収入	19,676	
業務受託料	5,760	
その他	564	30,032
営業外費用		
支払利息	1,193	
その他	435	1,628
経常利益		1,364,314
特別利益		
投資有価証券売却益	86,520	86,520
税引前当期純利益		1,450,834
法人税、住民税及び事業税	395,846	
法人税等調整額	70,224	466,070
当期純利益		984,764

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	460,063	288,952	27,381	316,333	70,000	4,827,499	4,897,499	△7,085	5,666,811
事業年度中の変動額									
新株の発行									
剰余金の配当						△771,943	△771,943		△771,943
当期純利益						984,764	984,764		984,764
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	212,821	212,821	—	212,821
当期末残高	460,063	288,952	27,381	316,333	70,000	5,040,321	5,040,321	△7,085	5,879,633

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	114,439	114,439	5,781,251
事業年度中の変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			△771,943
当期純利益			984,764
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△38,782	△38,782	△38,782
事業年度中の変動額合計	△38,782	△38,782	174,039
当期末残高	75,657	75,657	5,955,290

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社ランドコンピュータ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 奥津佳樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 浅井勇一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ランドコンピュータの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランドコンピュータ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社ランドコンピュータ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 奥津佳樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 浅井勇一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ランドコンピュータの2024年4月1日から2025年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程及び監査役会規則に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な業務執行に係る書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等及びその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社ランドコンピュータ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 廣 瀬 利 彦 ㊟
監 査 役（社外監査役） 品 川 知 久 ㊟
監 査 役（社外監査役） 谷 口 典 彦 ㊟
監 査 役 石 川 康 夫 ㊟

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

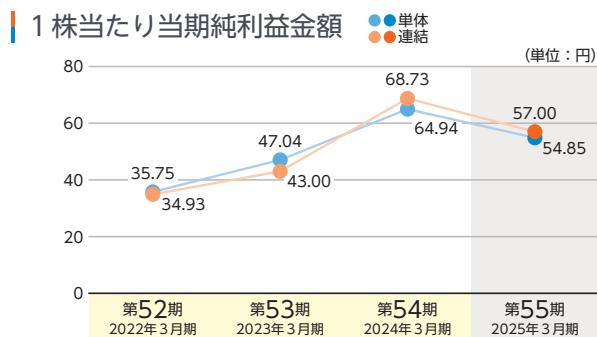
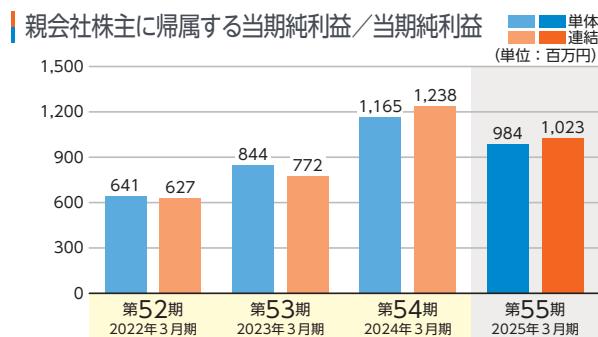
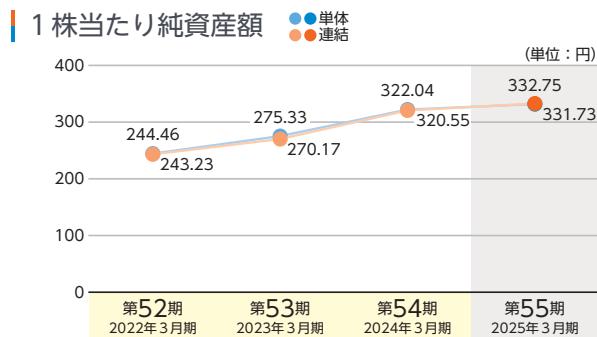
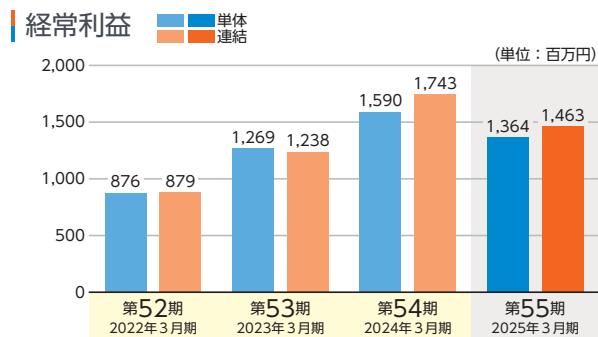
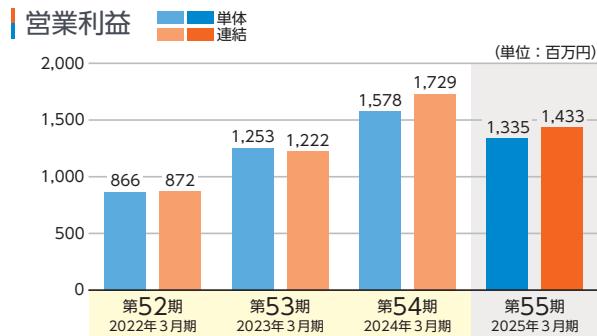
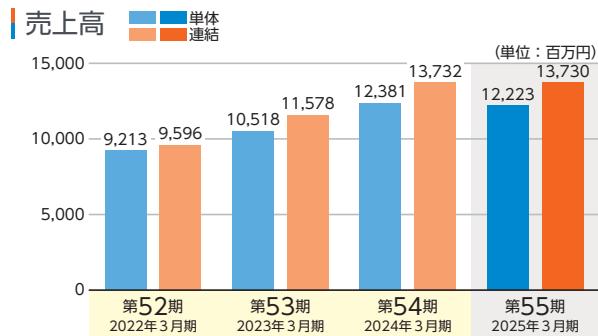
メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing practice.

財務ハイライト



(注1) 「1株当たり当期純利益金額」は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(注2) 「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式数に基づき算出しております。

(注3) 当社は2021年10月1日付で普通株式1株につき1.5株、2023年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算出しております。

TOPICS

2024年度のIR一覧

	内容
2024年5月30日	プライム市場上場維持基準への適合に関するお知らせ
2024年6月25日	代表取締役の異動に関するお知らせ
2024年7月11日	ホームページをリニューアルオープンしました。ぜひご覧ください。
2024年9月5日	当社はこの度、LPI-Japan「OSS-DB技術者認定」において、単年実績（Silver）第3位、有意性の期限内の認定者（Silver）で第2位に入賞しました。
2024年9月9日	投資有価証券売却益（特別利益）の計上に関するお知らせ
2024年9月30日	株式会社東邦システムサイエンスとの業務提携契約締結に関するお知らせ
2024年11月5日	株式会社ランドコンピュータは株式会社セールスフォース・ジャパン共催にて「成功事例から学ぶ Salesforce 活用による生産性向上セミナー」を開催いたしました。多数のご参加、ありがとうございました。

決算説明会の動画配信（当社ホームページIR情報）

株式会社ランドコンピュータ
2025年3月期 第2四半期（中間期）決算説明会

R&D RAND Support your IT challenge

2025年3月期 第2四半期（中間期）
決算説明会資料

2024年11月29日
株式会社ランドコンピュータ
（東証プライム：3924）

代表取締役社長 福島 嘉章

00:55 / 30:49 入替 録音 設定 再生 次へ 再読 確認し、アラート

表紙 決算説明会資料
目次 決算短信

1. 会社概要 ▶ 注意事項

- 2025年3月期第2四半期決算説明会動画
2024年11月29日（金）動画公開
- 2025年3月期決算説明会動画
2025年5月30日（金）動画公開

TOPICS

個人投資家向けIRセミナーに関して

IRセミナー

- 実施日時：2024年7月9日（火）
- 主催：野村インベスター・リレーションズ株式会社

企業IR&個人投資家向け会社説明会 in 東京

- 実施日時：2024年7月20日（土）
- 主催：ラジオNIKKEI&プロネクサス共催

企業IR&個人投資家向け会社説明会 in 札幌

- 実施日時：2024年8月31日（土）
- 主催：ラジオNIKKEI&プロネクサス共催

企業IR&個人投資家向け会社説明会 in 名古屋

- 実施日時：2024年11月23日（土）
- 主催：ラジオNIKKEI&プロネクサス共催

個人投資家向け会社説明会

- 実施日時：2024年12月7日（土）
- 主催：日興アイ・アール株式会社

企業IR&個人投資家向け会社説明会 in 横浜

- 実施日時：2024年12月14日（土）
- 主催：ラジオNIKKEI&プロネクサス共催



第96回 個人投資家向けIRセミナー

- 実施日時：2025年2月22日（土）
- 主催：ログミーFinance

個人投資家向けオンライン会社説明会

- 実施日時：2025年3月2日（日）
- 主催：大和インベスター・リレーションズ株式会社

企業IR&個人投資家向け会社説明会 in 大阪

- 実施日時：2025年3月8日（土）
- 主催：ラジオNIKKEI&プロネクサス共催

定時株主総会会場ご案内図

会場

三田NNビル 地下1階

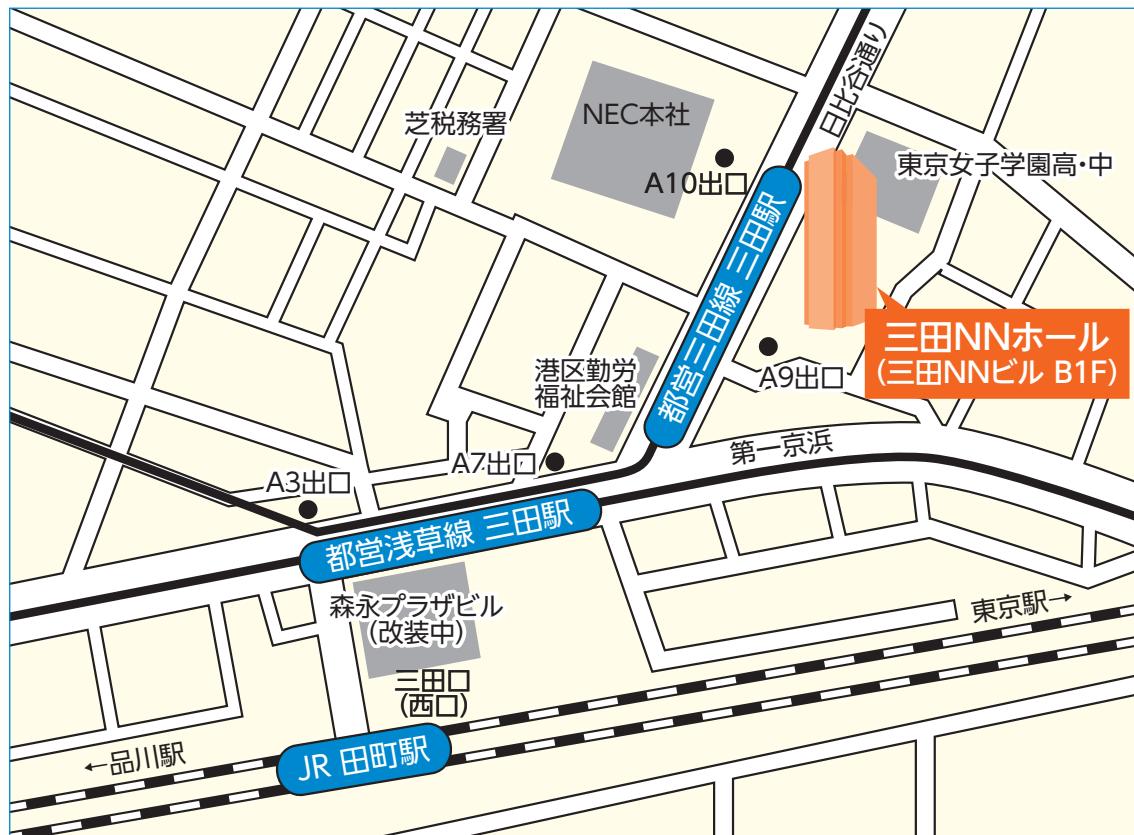
東京都港区芝4丁目1番23号 TEL 03 (5443) 3233

交通

JR田町駅三田口(西口) | 徒歩5分

都営三田線三田駅 | 直結(A9出口)

都営浅草線三田駅 | 徒歩3分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。